

【令和5年1月始期】新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度に関する Q&A

1. 制度全般・補償内容

- 1.1 制度の内容について教えてほしい
- 1.2 前契約との変更点について教えてほしい
- 1.3 自主的に閉院した場合も補償の対象になるか
- 1.4 保険開始直後の閉院についてはどのように判定判断するのか
- 1.5 職員が濃厚接触となり休業することになったが、休業期間中に当初から予定していた往診を行ったが、補償金請求をできるか
- 1.6 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度に加入しているが、本制度との補償内容の違いについて教えてほしい
- 1.7 都道府県医師会が勧めている所得補償保険は、加入時の年齢が加入要件となっているが、本制度も年齢要件はあるのか
- 1.8 閉院中に外部消毒業者ではなく自主消毒を行ったが、補償金請求をできるか
- 1.9 補償金を受取った場合、その後の補償はどうなるのか
- 1.10 補償金の計算方法について教えてほしい
- 1.11 開業して1年未満だが、本制度に加入できるか。またその際、補償金請求をすることになった場合はどのように売上高を確認するのか
- 1.12 複数の加入施設のうち、その一つの施設が休業となった。補償金の算出基礎となる売上高の考え方について教えてほしい

2. 加入対象（医療機関・介護サービス事業所）

- 2.1 都道府県医師会会員・日本医師会非会員の場合、加入できるか
- 2.2 日本医師会の会員区分がA1ではなく、BまたはA2Bでも加入できるか
- 2.3 開設者はA1会員だが、当院は健診のみで保険診療を行っていないが加入できるか
- 2.4 医師会内に設置している休日・夜間診療所も加入できるか
- 2.5 同一施設内に複数の病棟があるが、病棟単位で加入できるか
- 2.6 半年後に閉院することになるが、加入できるか
- 2.7 医療機関と異なる法人格の介護サービス事業所だが加入できるか
- 2.8 介護サービス事業所のみ加入できるか
- 2.9 併設の定義について教えてほしい
- 2.10 補償対象となる主な介護サービス事業所について教えてほしい
- 2.11 1つの建物内に、老健・短期入所（ショート）・通所介護など複数の事業所登録をしている場合、それぞれに加入しなければならないのか？また、その際の補償金の考え方について教えてほしい
- 2.12 補償額が1施設100万円では足りないため、複数口数の加入はできるか
- 2.13 医療機関内に指定を受けた訪問看護ステーションがある場合、医療機関・介護サービス事業所をそれぞれに加入することはできるか

2.14 2.13 のケースにおける加入毎の補償金の受け取り方について教えてほしい

3. 募集スケジュール

3.1 中途加入はできるか

4. 加入方法・手続き

- 4.1 WEB ではなく紙での加入はできるか
- 4.2 日本医師会ホームページのどこから申込手続きをするのか
- 4.3 会員番号を確認したい
- 4.4 医籍登録番号を確認したい
- 4.5 複数施設をまとめて一括して申込みことはできるか
- 4.6 掛金の入金先を教えてください
- 4.7 掛金の入金締切はいつか
- 4.8 振込手数料はだれが負担するのか
- 4.9 領収書は発行してもらえるか
- 4.10 加入証明書は発行してもらえるか
- 4.11 申込・入金を行ったが、手続きが完了しているのか確認したい
- 4.12 WEB 申込後の流れを教えてください

5. 変更・解約

- 5.1 会員番号を誤って入力してしまった場合、修正はどうすればいいのか
- 5.2 加入完了メールを誤って削除してしまった場合、再送はできるか
- 5.3 法人の代表者が変更した場合、どうすればいいか
- 5.4 医療機関の合併や廃業等があった場合、どうすればいいか
- 5.5 変更や解約手続きをしたい場合、どうすればいいか

6. 補償金請求手続き

- 6.1 補償金請求時の手続き方法を教えてください
- 6.2 休業証明書の様式を教えてください
- 6.3 補償金の受取人は指定できるか
- 6.4 他保険会社で本制度に類似した制度（補償）に加入している場合、本制度からの補償金はどのように支払われるのか

7. 税務処理・補助金

- 7.1 掛金の税務処理について教えてください
- 7.2 補償金の税務処理について教えてください
- 7.3 前々契約は、掛金が厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の対象だったが、継続契約は何か対象となる補助金はあるか

1. 制度全般・補償内容

1.1 制度の内容について教えてほしい

(回答)

この制度は日本医師会会員を対象に、新型コロナウイルス感染症対策として、医師をはじめとする医療従事者や、事務職員が新型コロナウイルスに感染するもしくは濃厚接触者となったことで、一時的な閉院または外来閉鎖を余儀なくされた場合に、その逸失利益や、家賃など継続費用等を補償するものです。

1.2 前契約との変更点について教えてほしい

(回答)

変更点は、下記の2点です。

① 補償金額の見直し

▶制度の存続を最優先し、補償金額 200 万円を令和 2 年度水準の 100 万円に戻します。

② 休業日数の見直し

▶制度の存続を最優先し、保険金請求ができる休業日数の条件を、休診日や土日・祝日を含む連続3日以上から、令和2年度水準の7日以上に戻します。

なお、補償金は、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受取ることが出来ます。詳細につきましては、日本医師会ホームページをご確認ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

1.3 自主的に閉院した場合も補償の対象になるか

(回答)

自費検査結果等による自主的な閉院は対象外です。補償の対象は、あくまで行政検査を行った結果を踏まえての閉院（あるいは外来の全面閉鎖）した場合になります。

1.4 保険開始直後の閉院についてはどのように判定判断するのか

(回答)

閉院開始日をベースに判断します。例えば、新たに1月1日始期で加入した場合、感染により1月1日から閉院することになった場合は、本契約の補償対象となります。一方で、12月31日から閉院することになった場合は、本契約の補償対象外となります。

1.5 職員が濃厚接触者となり休業することになったが、休業期間中に当初から予定していた往診を行ったが、補償金を請求できるか

(回答)

できます。具体的には、医療機関については、休業中、患者の生命を守るために中断することができない診療行為(透析外来、往診、電話診療・オンライン診療、訪問診療(訪問看護を含む)、処方箋の発行など)は、休業とみなして補償の対象とします。

また、介護サービス事業所についても、通所介護は休館し、中断することが出来ない訪問介護や入所（居）サービス等を行った場合でも、休業と見做して補償の対象とします。

1.6 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度に加入しているが、本制度との補償内容の違いについて教えてほしい

（回答）

医療従事者支援制度は、医療機関等に勤務する医療従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災保険等で給付対象となる業務災害を被った場合、休業補償金や死亡補償金を受け取ることができる医療従事者個人を対象とした補償制度です。

一方、休業補償制度は上記 1.1 のとおり、医療機関や介護サービス事業所を対象とした補償制度です。なお、医療従事者支援制度につきましては、運営者である日本医療機能評価機構より、「諸事情により今後安定的に制度を継続することが困難となり、2022 年度新規・更新ともに制度加入の募集はございません。」と公表されております。

（HP ご参考） https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

1.7 都道府県医師会が勧めている所得補償保険は、加入時の年齢が加入要件となっているが、本制度も年齢要件はあるのか

（回答）

休業補償制度においては、年齢要件はありません。

1.8 閉院中に外部消毒業者ではなく自主消毒を行ったが、補償金請求をできるか

（回答）

できます。消毒業者を入れない内部消毒作業でも可です。

1.9 補償金を受取った場合、その後の補償はどうなるのか

（回答）

補償金を上限まで受取った場合は、本契約は消滅します。引き続き、補償を希望される場合は、時期によっては再度「中途加入」をすることができます。具体的な手続き等、詳細につきましては、補償金請求時に保険会社へご相談ください。

1.10 補償金の計算方法について教えてほしい

（回答）

補償金は、直近の年間売上高から 1 日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長 30 日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受取ることが出来ます。また、その他に負担した費用（消毒に要した費用、検査受診のために支出した交通費や隔離期間中の宿泊費用等）についても補償金請求の対象となります。詳細につきましては、日本医師会ホームページ掲載のシミ

ュレーションシートより算出できますので、ご確認ください。

(医療機関用)

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ohta-ljnctd-e463af1a0671c8478e970e882a9d84d7>

(介護サービス事業所用)

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=ohta-ljnctc-29d4de1024d01a9d2c84b4aa3af9e6b1>

1.11 開業して1年未満だが、本制度に加入できるか。またその際、補償金請求をすることになった場合はどのように売上高を確認するのか

(回答)

開業年数に関わらず、加入することができます。その際、決算書類等がない場合は、月の売上高が分かる資料等を参考に保険会社が補償金を算出します。

1.12 複数の加入施設のうち、その一つの施設が休業となった。補償金の算出基礎となる売上高の考え方について教えてほしい

(回答)

複数施設を所有している場合は、加入者の総売上高ではなく、補償対象施設に係る年間売上高を参考に補償金を算出します。

2. 加入対象（医療機関・介護サービス事業所）

2.1 都道府県医師会会員・日本医師会非会員の場合、加入できるか

（回答）

加入できません。本制度は、日本医師会会員向けの補償制度になります。
申込の際に医師会会員番号（もしくは医籍登録番号）を必ず入力いただきます。

2.2 日本医師会の会員区分がA1ではなく、BまたはA2Bでも加入できるか

（回答）

加入できます。開設者・管理者が日本医師会会員であれば、会員区分は問いません。

2.3 開設者はA1会員だが、当院は健診のみで保険診療を行っていないが加入できるか

（回答）

加入できます。本制度は、保険診療の有無については問いません。

2.4 医師会内に設置している休日・夜間診療所も加入できるか

（回答）

加入できます。

2.5 同一施設内に複数の病棟があるが、病棟単位で加入できるか

（回答）

病棟単位での加入はできません。あくまで、施設単位での加入となります。

2.6 半年後に閉院することになるが、加入できるか

（回答）

加入できます。その際、加入手続きは1年契約（中途加入の場合は加入時から満期まで）をし、閉院時に解約手続きを行います（短期契約不可）。解約手続き後、未経過分の掛金を月割で返金いたします。解約手続きに関するお問い合わせは、日本医師会ホームページ掲載の日本医師会休業補償制度事務局までご連絡ください。

2.7 医療機関と異なる法人格の介護サービス事業所だが加入できるか

（回答）

加入できます。

2.8 介護サービス事業所のみ加入できるか

（回答）

加入できます。

2.9 併設の定義について教えてほしい

（回答）

「併設」とは、平成30年3月27日付厚生労働省医政局長通知「病院又は診療所と介

護保険施設等との併設等について」(医政発 0327 第 31 号他)の内容に準拠しています。詳細につきましては、日本医師会ホームページをご確認ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

2.10 補償対象となる主な介護サービス事業所について教えてほしい

(回答)

日本医師会会員が開設または管理する医療機関(病院・診療所)に併設された通所介護や訪問介護等を行う介護サービス事業所。なお、新型コロナウイルス感染症の罹患時に休業が困難な入所(居)サービスのみを提供する事業所については、本制度の対象外となります。詳細につきましては、日本医師会ホームページをご確認ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

2.11 1つの建物内に、老健・短期入所(ショート)・通所介護など複数の事業所登録をしている場合、それぞれに加入しなければならないのか?また、その際の補償金の考え方について教えてほしい

(回答)

1つの建物に複数の事業所登録をされている場合は、加入は1口(掛金 18,000 円)となります(事業所登録単位で加入するものではありません)。また、新型コロナウイルス感染症により、老健・短期入所(ショート)・通所介護のいずれかの介護サービス提供を停止することになれば、補償金請求の対象となります。なお、補償金請求時に必要な直近の売上高は、建物単位で考えるため3事業の合計値となります。

※詳細については別紙をご確認ください。

2.12 補償額が1施設100万円では足りないため、複数口数の加入はできるか

(回答)

複数口数を加入することはできません。

2.13 医療機関内に指定を受けた訪問看護ステーションがある場合、医療機関・介護サービス事業所をそれぞれに加入することはできるか

(回答)

「指定」を受けた訪問看護ステーションであれば、医療機関・介護サービス事業所をそれぞれに加入することができます。なお、みなし指定の場合は対象外です。

2.14 2.13 のケースにおける加入毎の補償金の受け取り方について教えてほしい

(回答)

加入毎の補償金の受け取り方について、別紙にまとめましたのでご確認ください。

3. 募集スケジュール

3.1 中途加入はできるか

(回答)

できます。詳細については、下記のとおりです。

【補償開始日とWEB 申込締切日について】

補償開始日	WEB 申込締切	掛金（1 施設あたり）	
		医療機関	介護サービス事業所
令和 5 年 1/1	12/28（水） 16 時	48,000 円	18,000 円
令和 5 年 2/1	1/29（日） 16 時	44,000 円	16,500 円
令和 5 年 3/1	2/26（日） 16 時	40,000 円	15,000 円
令和 5 年 4/1	3/29（水） 16 時	36,000 円	13,500 円

なお、掛金のご入金は補償開始日前日までをお願いいたします。

4. 加入方法・手続き

4.1 WEB ではなく紙での加入はできるか

(回答)

誠に申し訳ありませんが、紙でのお申込みは行っておりません。なお、Web 入力が困難な場合は、代行入力を行いますので、日本医師会休業補償制度事務局までお問い合わせください。

4.2 日本医師会ホームページのどこから申込手続きをするのか

(回答)

日本医師会 TOP ページ→医師のみなさまへ→感染症関連情報→新型コロナウイルス感染症→「【令和 5 年 1 月始期】新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度」にリンクを掲載しております。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

4.3 会員番号を確認したい

(回答)

会員番号の確認は、日本医師会（TEL：03-3946-2121）までお問い合わせください。なお、会員番号は、毎月ご郵送させていただいております日医雑誌の宛名シール下部に印刷されている会員 ID（日医刊行物送付番号）10 桁の数字になります。

4.4 医籍登録番号を確認したい

(回答)

医籍登録番号の確認は、日本医師会（TEL：03-3946-2121）までお問い合わせください。なお、医籍登録番号は、医師免許証の 6 桁の数字になりますが、上記の通り日本医師会会員だけが加入できる制度ですので、可能な限り会員番号をご記載ください。

4.5 複数施設をまとめて一括して申込むことはできるか

(回答)

誠に申し訳ありませんが、補償対象施設ごとのお申込みとなります。お手数お掛け致しますが、よろしくお願いいたします。なお、掛金のご入金については、複数施設をまとめて一括入金ができます。一括入金をご希望の際は、日本医師会休業補償制度事務局までお問い合わせください。

4.6 掛金の入金先を教えてください

(回答)

掛金の入金先は、加入者毎に採番するバーチャル口座となります。入金先口座情報の詳細につきましては、申込手続き後、翌営業日を目安に請求書案内メールにてお知らせいたします。届き次第、請求書をダウンロードし、ご入金手続きをお願いいたします。なお、継続契約の加入者につきましては、昨年ご入金手続きをいただきました口座番号と異なりますので、くれぐれもご注意願います。

4.7 掛金の入金締切はいつか

(回答)

掛金の入金締切は、下記のとおりです。

補償開始日	掛金入金締切
令和 5 年 1/1	12/30 (金) 着金
令和 5 年 2/1	1/31 (火) 着金
令和 5 年 3/1	2/28 (火) 着金
令和 5 年 4/1	3/31 (金) 着金

※掛金の入金が確認できた時点でお申込み手続きが完了となります。余裕を持ったお申込み手続きをよろしくお願いいたします。

4.8 振込手数料はだれが負担するのか

(回答)

振込手数料は加入者負担となります。

4.9 領収書は発行してもらえるか

(回答)

銀行振込の取扱いのため、領収書の発行はいたしません。振込の控がバウチャーとなります。何卒、ご了承の程よろしくお願いいたします。

4.10 加入証明書は発行してもらえるか

(回答)

はい。加入完了メール記載の URL から加入証明書をダウンロードできますので、大切に保管ください。

4.11 申込・入金を行ったが、手続きが完了しているのか確認したい

(回答)

加入手続きの進捗状況につきましては、日本医師会休業補償事務局にて対応いたします。その際、申込時にお知らせする「お申込番号」をご確認の上、日本医師会休業補償制度事務局（TEL 03-6704-4016）までお問い合わせください。

4.12 WEB 申込後の流れを教えてください

(回答)

WEB 申込後、ご登録いただきましたメールアドレスに申込受付完了メールを自動送信いたします。16 時までに申込手続きを行った場合は、原則、翌営業日を目安に請求書案内メールが届きます（16 時以降の場合は、**2 営業日後**が目安となります）。本メールをご確認の上、請求書をダウンロードし、指定の銀行へお振込手続きをお願いいたします。掛金の入金を確認でき次第、手続き完了メールが届きます。加入証明書をダウンロードし、大切に保管願います。

5. 変更・解約

5.1 会員番号を誤って入力してしまった場合、修正はどうすればいいのか

(回答)

日本医師会休業補償制度事務局（TEL 03-3243-8982）にて、修正手続きを行いますので、お問い合わせください。

5.2 加入完了メールを誤って削除してしまった場合、再送はできるか

(回答)

日本医師会休業補償制度事務局（TEL 03-6704-4016）にて、加入完了メールの再送手続きを行いますので、お問い合わせください。

5.3 法人の代表者が変更した場合、どうすればいいか

(回答)

日本医師会休業補償制度事務局（TEL 03-3243-8982）にて、変更手続きを行いますので、お問い合わせください。

5.4 医療機関の合併や廃業等があった場合、どうすればいいか

(回答)

状況に応じて、契約内容の変更・解約・中途更改等の手続きが必要となりますので、お手数お掛け致しますが、日本医師会休業補償制度事務局（TEL 03-6704-4016）まで、お問い合わせください。

5.5 変更や解約手続きをしたい場合、どうすればいいか

(回答)

日本医師会休業補償制度事務局（TEL 03-3243-8982）にて、変更や解約手続きを行いますので、お問い合わせください。

6. 補償金請求手続き

6.1 補償金請求時の手続き方法を教えてほしい

(回答)

補償金を請求することになりましたら遅滞なく、本制度の引受保険会社：東京海上日動火災保険（TEL：03-3515-4414）へお問い合わせください。保険会社より、補償金請求に必要な資料等を追ってメールにてご案内いたします。また、補償金請求時の書類につきましては、日本医師会ホームページをご確認ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

6.2 休業証明書の様式を教えてほしい

(回答)

休業証明書の様式は、日本医師会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/001378.html

6.3 補償金の受取人は指定できるか

(回答)

補償金の受取人は、法人または個人事業主であり、自由に指定することはできません。

6.4 他保険会社で本制度に類似した制度（補償）に加入している場合、本制度からの補償金はどのように支払われるのか

(回答)

他契約の補償内容をもう一方の保険会社に確認させていただき、お支払い方法についてご連絡させていただきます。

なお、もう一方の保険会社からのお支払い（補償）内容によっては、本制度からは重複してお支払いできないケースがあります。既にご契約されている保険の補償内容をご確認のうえ、本制度のご加入をご検討ください。

※個人所得を補償する保険（例：所得補償）や、定額補償（例：入通院保険）の保険は含まれません。

7. 税務処理・補助金

7.1 掛金の税務処理について教えてほしい

(回答)

本制度の掛金は、損金（個人立の場合は必要経費）となります。

7.2 補償金の税務処理について教えてほしい

(回答)

本制度の補償金は、益金（個人立の場合は所得）となります。

7.3 前々契約は、掛金が厚生労働省の「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の対象だったが、継続契約は何か対象となる補助金はあるか

(回答)

現時点では、対象となる補助金はありません。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、新たな追加施策（補助事業）等が出ましたら、追ってご連絡いたします。

【別紙】

介護サービス事業所・施設の加入パターン

①一つの施設に複数の事業所が登録されている場合

老健	継続	●本制度への加入は一口（掛金 18,000 円）です。事業所登録単位で加入するものではありません。
短期入所（ショート）	継続	●いずれかの介護サービス提供が停止すれば、補償金を受取ることができます。
通所介護	休業	●補償金算出時の年間売上高は、3 事業所の合計値となります。

②医療機関の建物内において、訪問看護ステーション（指定）がある場合

病院	継続	●病院と併せて、訪問看護ステーション（指定）の個別加入も可能です。（掛金 18,000 円）
訪問看護ステーション	休業	●病院は休業せずに、訪問看護ステーションのみ休業する場合には、補償金（上限 50 万円）を受取ることができます。
病院	休業	●病院が本制度に加入（掛金 48,000 円）している場合、
訪問看護ステーション	継続	訪問看護ステーションが継続していても、補償金（上限 100 万円）を受取ることができます。
病院	休業	●病院及び訪問看護ステーション（指定）双方が本制度に加入している場合は、各々に対して補償金（上限は病院 100 万円、訪問看護ステーション 50 万円）を受取ることができます。
訪問看護ステーション	休業	※ 訪問看護（みなし指定）については、本制度の対象外です。